

八王子市屋外広告物条例に基づく 許可申請の適用除外に関する取扱要領

(条例第7条第2項、施行規則第4条関係)

平成30年12月

八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

1 はじめに

八王子市屋外広告物条例では、屋外広告物等の表示又は設置について、市全域で許可を受けることを原則とすることと規定している（第7条第1項）。

しかし、屋外広告物の定義は、屋外広告物法により「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と極めて広義に定められており、その中には個人住宅の表札等までもが含まれる。これら全ての屋外広告物等を規制の対象とすることは、社会生活の実態からみて現実的でなく、また、行政の効率上からも適当ではないため、社会生活上必要な最低限の屋外広告物等については、その掲出目的、表示面積などの一定基準に適合する場合に限り、許可申請の規定（条例第7条）、地域的規制の規定（条例第10条）、物件的規制の規定（条例第11条）の全部又は一部の適用を除外することとしている。

ただし、適用を除外される条項以外は、第12条（禁止屋外広告物等）、第13条（表示又は設置の基準の設定）、第20条（管理義務）、第22条（除却の義務）等、条例の適用を受ける。また、条例、規則に定める基準を超えるものは、原則として適用除外とはならない。

なお、許可申請の適用除外の各要件に該当しない屋外広告物等であっても、許可基準に適合し、許可を受けたものについては表示・設置することができる。

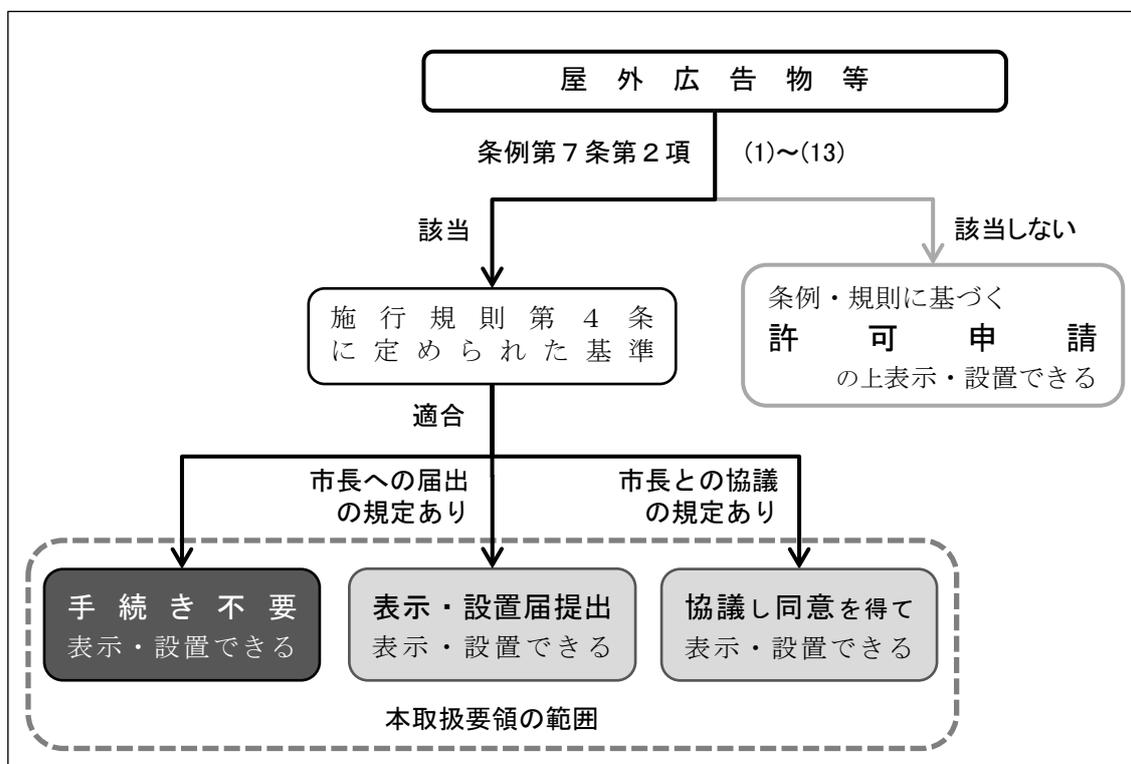


図1 屋外広告物等の表示・設置に関する手続きの概念図

表1 適用除外となる屋外広告物等一覧表

○：許可申請をせず表示又は設置できる ◎：協議した上で表示又は設置できる
●：表示・設置届を提出した上で表示又は設置できる

条例 号数	適用除外となる屋外広告物等	適用除外となる項目		
		禁止区域外 (一般)	禁止区域	禁止物件
1	他の法令の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等	○	○	○
2	国又は公共団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等	○	○ / ● ※一部	○ / ● ※一部
3	市長が指定する公共的な団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等	◎	◎	◎
4	公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕	●	●	●
5	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物	○	○	○
6	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等	○ (合計 10m ² 以下)	○ (合計 5m ² 以下)	○ (合計 5m ² 以下)
7	管理者が管理上必要な事項を表示するため、自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置する屋外広告物等	○	○	○
8	冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等	○	○	○
9	講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等	●	●	×
10	電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等	○	○	/
11	人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する屋外広告物	○	○	/
12	塀又は工事現場の囲い若しくはこれに類する囲いに表示する屋外広告物	●	●	/
13	第10条第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等以外において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕	○	○ ※一部	×

- ・ この表では、許可申請（第7条第2項）、禁止区域（条例第10条）及び禁止物件（条例第11条）の規定に関する適用除外を示している。条例第7条第2項第9号及び第13号に該当する屋外広告物等については、禁止物件の適用は除外されない。
- ・ 信号機、道路標識、ガードレール、電柱等の道路上の工作物については、道路法、道路交通法による道路占用（2次占用）・道路使用の許可が必要となる。また、その物件が他人の所有である場合は、その所有者の承諾が必要である。

2 許可申請の適用除外

[条例]

(許可の申請)

第7条 市の区域内において、次に掲げる屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(17) 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる屋外広告物等は、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。ただし、第2号から第7号まで、第9号、第10号、第12号及び第13号に掲げる屋外広告物等については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 国又は公共団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等
- (3) 市長が指定する公共的な団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等
- (4) 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕
- (5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物
- (6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (7) 管理者が管理上必要な事項を表示するため、自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (8) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (9) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (10) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
- (11) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する屋外広告物
- (12) 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する屋外広告物
- (13) 第10条第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等以外において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕

[施行規則]

(許可申請の適用除外)

第4条 条例第7条第2項ただし書に規定する市規則で定める基準は、次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第7条第2項第2号に掲げる屋外広告物等

ア 条例第10条に規定する禁止区域又は条例第11条に規定する禁止物件に表示し、又は設置する屋外広告物等で表示面積が10平方メートルを超えるものについては、屋外広告物表示・設置届（第4号様式）を市長に提出したものであること。

イ 条例第10条第1項第4号及び第5号の規定により定めた区域等に表示し、又は設置する屋外広告物等については、建築物の屋上への取付け又は電子看板及び光源の使用をしないものであること。

(2) 条例第7条第2項第3号に掲げる屋外広告物等

ア 表示又は設置について、市長と協議し、同意を得たものであること。

イ 条例第10条第1項第4号及び第5号の規定により定めた区域等に表示し、又は設置する屋外広告物等については、建築物の屋上への取付け又は電子看板及び光源の使用をしないものであること。

(3) 条例第7条第2項第4号に掲げる屋外広告物等 公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他の社会一般の利益のために行う集会、行事、催物等のために表示し、又は設置するもので、屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであり、かつ、表示期間が30日間以内のものであること。

(4) 条例第7条第2項第5号に掲げる屋外広告物 表示面積の合計が0.5平方メートル以下のもので、かつ、当該屋外広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下のものであること。

(5) 条例第7条第2項第6号に掲げる屋外広告物等 第14条に規定する基準に適合するもので、表示面積が、同条第1号に掲げる地域等及び同条第3号に掲げる物件に表示し、又は設置するものにあつては5平方メートル以下のもの、それ以外の地域等に表示し、又は設置するものにあつては10平方メートル以下のものであること。

(6) 条例第7条第2項第7号に掲げる屋外広告物等 表示面積の合計が、自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積1,000平方メートルまでを5平方メートルとし、5平方メートルに1,000平方メートルを増すまでごとに5平方メートルを加えて得た面積以下のものであること。

(7) 条例第7条第2項第9号に掲げる屋外広告物等

ア 屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。

イ 会場の敷地（会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。）内に表示し、又は設置するものであること。

ウ 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。

エ 各屋外広告物等の表示面積が10平方メートル以下のものであり、かつ、その間隔が3メートル以上のものであること。

オ 屋外広告物等の上端までの高さが、地上5メートル以下のものであること。

カ 色彩が、4色以下のものであること。

キ 表示期間が、当該催物が開催される日の前日から終了する日までのものであること。

(8) 条例第7条第2項第10号に掲げる屋外広告物等

ア 電車又は自動車の車体（車輪及び車輪に附属する部分は、これに含まない。以下同じ。）に、電車又は自動車の所有者又は管理者の名前、名称、店名又は商標を表示するものであること。

イ 自動車の車体に、収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物に関する事項又は政党その他の政治団体、労働組合等の団体若しくは個人が政治活動若しくは労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物に関する事項を表示するものであること。

ウ 市の区域外の運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するもの

に、当該運輸支局又は自動車検査登録事務所の存する都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の屋外広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

(9) 条例第7条第2項第12号に掲げる屋外広告物 宣伝の用に供されていない絵画又はイラストで、かつ、屋外広告物表示・設置届を市長に提出したものであること。

(10) 条例第7条第2項第13号に掲げる屋外広告物等

ア 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物に関する事項又は政党その他の政治団体労働組合等の団体若しくは個人が政治活動若しくは労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物に関する事項を表示するものであること。

イ 表示期間が、30日以内のものであること。

ウ 表示面積が、貼り紙、貼り札等にあつては1平方メートル以下のもの、立看板等にあつては3平方メートル以下のものであること。

エ 広告面又は見やすい箇所に、表示者名又は連絡先を明記してあるものであること。

〔解説〕

(1) 他の法令の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等

〔条例第7条第2項第1号〕

・次に例を示すように、他の法令（地方公共団体の条例、規則を含む。）による表示等の根拠となる規定に基づき表示し、又は設置されるものは、適用除外である。

(ア) 建築基準法第89条第1項による一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示

(イ) 道路法第45条第1項による道路標識の設置及び同法第47条の5による通行の禁止又は制限の場合における道路標識

(ウ) 文化財保護法第115条第1項による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置

(エ) 建設業法第40条による建設工場の現場等への標識の掲示

(オ) 消防法（危険物の規制に関する規則第28条の2の5）による顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の「セルフ」等の記載、設置

(カ) 公職選挙法第143条に規定された選挙運動のために使用する文書図画の掲示

なお、政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物等については、(13)を参照。

(2) 国又は公共団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等

〔条例第7条第2項第2号・施行規則第4条第1項第1号〕

・国又は公共団体が公共的な目的をもって表示し、又は設置するものは、適用除外である。

・国及び公共団体から委託を受けた者や指定管理者等が直接表示又は設置するものを含むが、その表示内容及び設置方法等については、民間の広告主の規範となるよう特段に配慮する。

・次に該当するものは、『屋外広告物表示・設置届』（第4号様式）の提出が必要となる。

(ア) 条例第10条の禁止区域、第11条の禁止物件に表示又は設置するもので、表示面積が10㎡を超えるもの

(3) 市長が指定する公共的な団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等
〔条例第7条第2項第3号・施行規則第4条第1項第2号〕

・ 国及び公共団体以外であっても、市長が指定する「公共的な団体」が公共的な目的で表示又は設置する屋外広告物等については、諸規定の適用が除外される。

・ この条例において、『公共的な団体』は、団体の目的や設立趣旨が公共の福祉の増進等公共的であるもののほか、設置について行政の意思が関与（補助）している、市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠がある、市町村の事業に大きく関与しているなどのものであって、屋外広告物を表示又は設置するものについて市長が指定することとし、次の各号に示すものとする。

(ア) 町会・自治会及び八王子市町会自治会連合会、各地地区連合会

(イ) 日本赤十字社及び八王子地域奉仕団

(ウ) 交通安全協会、防犯協会

(エ) 特別認可法人八王子商工会議所

(オ) 公益社団法人八王子観光コンベンション協会

・ この条例において、『公共的な目的』とは、次のとおり広く公共性があると認められるものをいう。

(ア) 行政の施策発信に資するもの及び社会一般の利益の増進もしくは不利益の予防に資するものであって、次のものは該当しない。

営利目的のもの（自家用広告物以外の、広告料収入を得るためのものを含む）や、特定の団体の主義、主張、意見広告

(イ) 指定された公共的な団体の主たる事務又は事業と直接結びつくものであって、次のものは該当しない。

当該団体の事務・事業に関連のないもの及び間接的に関連があるものや、構成員や特定職域の者のみを利益享受の対象とするもの

(ウ) 「参加の機会」や「成果の活用」に制限がないもの。すなわち、誰でも参加でき、利用することができるものとして、公共性が担保されているもの。

・ 市長が指定した公共的な団体は、屋外広告物等の表示又は設置について適用除外を受けるにあたっては、その目的が公共的であることなどについて、市長と協議を行い、同意を得ることが必要である。なお、協議においては、市長が必要と認める場合には八王子市景観審議会の意見を聴取することがある。

・ 公益的な情報発信や、市民生活の利便性の向上に役立つものもあることから、第一種低層住居専用地域等の禁止区域及び橋等の禁止物件への表示又は設置も可能である。

・ 原則として、第12条（禁止屋外広告物等）、第13条（表示又は設置の基準の設定）、第20条（管理義務）、第22条（除却の義務）等の通常の基準に適合させること。

- (4) 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕
〔条例第7条第2項第4号・施行規則第4条第1項第3号〕
- ・ 次の要件に適合するものは、適用除外である。
 - (ア) 公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他の社会一般の利益のために
行う集会、行事、催物等のためであること。
 - (イ) 『屋外広告物表示・設置届』（第4号様式）を市長に提出すること。
 - (ウ) 表示期間は30日以内。
- (5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物
〔条例第7条第2項第5号・施行規則第4条第1項第4号〕
- ・ ベンチ、灰皿スタンド等を寄贈する代わりに、そのベンチ等に表示するもので、次の要件に
適合するものは、適用除外である。
 - (ア) 表示面積の合計は0.5㎡以下、かつ、その表示する施設又は物件の、表示する面の外郭
線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下。
 - (イ) 「寄贈者名」とは寄贈者の氏名又は名称をいうが、寄贈目的、寄贈年月日等の寄贈内
容の表示を含むものとする。なお、寄贈者の事業若しくは営業の内容又は販売する商品
の名称若しくは内容を表示するものは、これに該当しない。
- (6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、
自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
〔条例第7条第2項第6号・施行規則第4条第1項第5号〕
- ・ 自家用屋外広告物で、規則第14条に定める禁止事項を遵守し、合計面積が一定規模を超え
ないものは、適用除外である。
 - ・ 自家用屋外広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を、自己の住
所、事業所、営業所又は作業場に表示するものを言う。なお、有人であるか無人であるかを
問わない。
- (7) 管理者が管理上必要な事項を表示するため、自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設
置する屋外広告物等
〔条例第7条第2項第7号・施行規則第4条第1項第6号〕
- ・ ○○建設予定地、□□□会社所有地等、当該土地又は物件の所有者名又は管理者名のほか、
出入口及び駐車場等の位置の情報、また、立入禁止や騒音注意、アイドリングストップ等
の注意喚起等に関するものであって、管理の必要性から次の要件に適合して表示又は設置
されるものは、適用除外である。
 - (ア) 表示面積の合計が、自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積
について1,000㎡までを5㎡とし、5㎡に1,000㎡を増すまでごとに5㎡を加えて得た面積以
下であること。

(8) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等

[条例第7条第2項第8号]

- ・ 冠婚葬祭、祭礼等において、地域の慣例に従って表示又は設置されるものは適用除外である。例えば祭ちょうちん等。
- ・ 地域商店会等が、自らの商店街で商店会の行事として行う短期的な大売出しの屋外広告物等も同様の扱いとする。

(9) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等

[条例第7条第2項第9号・施行規則第4条第1項第7号]

- ・ 講演会、展覧会、音楽会等のために次の要件に適合して表示又は設置されるものは、適用除外である。
 - (ア) 『屋外広告物表示・設置届』（第4号様式）を市長に提出すること。
 - (イ) 会場の敷地（会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。）内に表示・設置すること。
 - (ウ) 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等、その催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示すること。
 - (エ) 各屋外広告物等の表示面積は10㎡以下で、かつ、その間隔は30m以上。
 - (オ) 屋外広告物等の上端までの高さは地上5m以下。
 - (カ) 色彩は4色以内。
 - (キ) 表示期間は、その催物が開催される日の前日から終了する日まで。

(10) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等

[条例第7条第2項第10号・施行規則第4条第1項第8号]

- ・ 電車（気動車を含む。）又は自動車の車体に、次の要件に適合する屋外広告物等を表示又は設置するものは、適用除外である。車体とは、ボディ本体を指し、電車のパンタグラフ、底面、自動車のタイヤ、ホイールは含まれない。
 - (ア) 電車若しくは自動車の車体に表示する内容が、電車若しくは自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標であること。
 - 【注意】自己の事業又は営業の内容を表示する場合には許可が必要。
 - (イ) 自動車の車体に表示する内容が、次の非営利事項であること。
 - a 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物に関する事項
 - b 政党その他の政治団体、労働組合等の団体若しくは個人が政治活動若しくは労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物に関する事項
 - (ウ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で、その登録に係る使用の本拠の位置が他の都道府県（※）、指定都市、中核市又は法第28条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域にあるものに、それぞれの都道府県、指定都市、中核市又は市町村の屋外広告物等に関する条例の規定に従って表示するもの。

(※) 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）及び法第28条において条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。

(11) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する屋外広告物

[条例第7条第2項第11号]

- ・ 次のようなものに表示する屋外広告は、適用除外である。
 - (ア) 人に表示する屋外広告物の例：サンドイツチマン、チンドン屋等
 - (イ) 車両とは、自転車、リヤカー、馬車等の人力又は動物の力により移動するもの
 - (ウ) 船舶等とは、船舶及び飛行機（飛行船、熱気球等を除く）等

(12) 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する屋外広告物

[条例第7条第2項第12号・施行規則第4条第1項第9号]

- ・ 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いにおいて、都市景観を向上させようという、善意に動機付けられた屋外広告物の表示については、適用を除外することにより支援するものである。要件は、次のとおりである。
 - (ア) 別記第4号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。
 - (イ) 宣伝の用に供されていない（事業促進効果を有しない）絵画、イラスト等であること。

(13) 第10条第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等以外において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕

[条例第7条第2項第13号・施行規則第4条第1項第10号]

- ・ 次に掲げる非営利目的のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンで、基準に適合するものは、第10条（禁止区域）のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、特別緑地保全地区、文化財庭園などの周辺地域、沿道、沿線の禁止区域及び市長が特に指定する地域の適用を除外する。
- ・ 非営利広告物であっても、基準を超えるもの又は貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン以外のものは、適用除外とはならない。
 - (ア) 次に掲げる a 又は b の事項を表示するためのもので、c～e の要件に適合するもの。
 - a 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物等
 - b 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物等
 - c 表示期間は30日以内
 - d 表示面積は、貼り紙、貼り札等にあつては1㎡以下、立看板等にあつては3㎡以下
 - e 広告面又は見やすい箇所に表示者名又は連絡先を明記してあること
 - (イ) 非営利および公益についての判断は次に掲げる事項を参考にすること（昭和51年4月1日付51首建監第76号首都整備局建築指導部長通知（関連通達①）から抜粋）

- a はり紙、はり札及び立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーンで非営利の目的のために表示するものの例示
- a) 芸能ショー及びプロのスポーツ興業等で開催目的がチャリティーショー（収益を社会福祉事業等に使用することが明示されたもの）である場合の広告。
 - b) 自治会等が行うバザー（慈善市）の広告。
 - c) 家庭教師の広告（求む、したい等の個人が行うもの。）
 - d) 個人が自ら自己のアパート、下宿等について行う広告。「アパート（空室）あります」部屋数、家賃、家主の電話番号等が表示されている。
 - e) 迷い犬（鳥）等の広告。
 - f) 私有地（主に空地）に表示する「ゴミを捨てるな」等や民家のへい等に表示する「小便するな」「はり紙するな」等。（条例第7条第2項第7号の管理上必要な屋外広告物等に該当。）
 - g) その他これらに類するもの。
- b はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕で公益を目的とするものの例示
- a) 交通安全運動のための集会、行事、催物に係るもの。
 - b) 火災予防運動のための集会、行事、催物に係るもの。
 - c) 自然保護運動のための集会、行事、催物に係るもの。
 - d) 青少年健全育成運動のための集会、行事、催物に係るもの。
 - e) 環境浄化運動のための集会、行事、催物に係るもの。
 - f) 国勢調査のための集会、行事、催物に係るもの。
 - g) 納税促進のための集会、行事、催物に係るもの。
 - h) 国又は地方公共団体の行なう物産展のための集会、行事、催物に係るもの。
 - i) その他これらに準ずるもの。